

発行 / 高浜市商工会

〒444-1333

愛知県高浜市沢渡町4-6-2

TEL (0566) 53-1827

FAX (0566) 53-5661

HP: <https://www.takahama-shokokai.com>

E-mail: takahama@aichiskr.or.jp



2020.11.10

高浜市商工会会員数 = 970事業所 (令和2年9月18日現在)

会費納入のお願い

平素は、当商工会の事業活動に対しまして深いご理解とご協力を賜り心から厚くお礼申し上げます。商工会費（令和2年度後期分）を11月30日に、口座振替、または、納付書にて請求させていただきます。口座振替に変更をご希望の方は、高浜市商工会（☎0566-53-1827）までご連絡いただきますようお願いいたします。また、代表者変更や、住所変更等ありましたら、ご連絡をお願いいたします。

労働保険加入のお願い

(事業主の皆様へ)

- 労働者（アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。
- 労働保険は、労働者の方々の不慮の業務上災害・通勤災害を被った場合、失業した場合、高齢者で賃金が低下した状態で継続して働いている場合、育児休業及び介護休業の場合、自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に給付を受けることができます。
- また、事業主のみなさんにも各種助成金の対象となる制度です。
- 労働保険の諸手続きについては、労働保険事務組合や社会保険労務士を活用することもできます。
- まだ加入手続きをとられていない事業主のみなさんは、今すぐ加入手続きをお願いします。

ご相談は、

刈谷公共職業安定所

(0566-88-0040)

記帳にお困りではありませんか？

高浜市商工会では、記帳にお困りの個人事業主の方を対象に、記帳の指導から決算・申告までお手伝いします！

○記帳機械化指導（パソコン会計）

1ヶ月分の取引の記録（出納帳、振替帳など）を持参していただき、その伝票を確認し、商工会にてパソコン会計処理をします。（指導期間：お申し出がない限り毎年継続になります）

※費用等詳細に関しては高浜市商工会（0566-53-1827）までお問い合わせください。

※対象者は小規模事業者に限ります。（所得について条件があります）

商工会に労働保険の事務委託してみてもいいですか？

～労働保険は、労働者をひとりでも使用している事業場は、必ず加入しなければなりません。～

近頃こんなことはありませんでしたか？

- ★従業員を最近雇った
- ★元請主から労災に入るように言われた
- ★従業員と同じように事業主も労災保険に入れないかと言われた

商工会に事務委託すると・・・

- ①一括して事務処理をするので、皆様の事務処理の負担が軽減します。
- ②事業主及び家族従業員の方も、労災保険に加入することができます。
- ③労働保険料の額に関係なく、年3回に分けて納付ができます。

*建設業の一人親方労災保険特別加入も取り扱っています

税務の実務講座 所得税改正、コロナ対応の税務も解説いたします

- ・ **所得税の改正事項について** 給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除、扶養親族等の範囲、配偶者特別控除、青色申告特別控除など
- ・ **年末調整実務のポイント**
- ・ **税務調査の対応** 決算・申告の事務の流れ・税務調査で指摘されやすい事項
- ・ **コロナ対応での税務**
 コロナ感染症対策における税制上の新措置・申告の延長と納税の延期の違い



講師 **中島祥貴** 税理士事務所 所長 **中島 祥貴** 氏

- 日時 令和2年 12月 4日 (金) 14:00~16:00
- 場所 高浜市女性文化センター 2階 (高浜市湯山町六丁目6番地4)
- 定員 20名 ■ 受講料 無料
- 申込方法 下記申込書に必要事項をご記入いただき、FAX 等でお申し込みください。
- 問い合わせ 高浜市商工会 担当 上田 TEL. 53-1827/FAX. 53-5661

安心 安全 国がつくれた

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度
 小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除
 掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット
 共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
 契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止
 共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外には差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための退職金制度です!

~24時間・365日お問い合わせ可能になりました~

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です
小規模企業共済

TEL 050-5541-7171 (共済相談室)